

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

町田市体育施設条例（平成１７年６月町田市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「の振興と」を「及び」に改める。

第１６条第５項中「(駐車場利用料金を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

町田市体育施設条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 市民のスポーツ及び<u>体力づくり</u>の推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、町田市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。 (利用料金) 第 16 条 略 2～4 略 5 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。 6 略	(設置) 第 1 条 市民のスポーツの<u>振興と体力づくり</u>の推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、町田市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。 (利用料金) 第 16 条 略 2～4 略 5 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金(<u>駐車場利用料金を除く。以下この項において同じ。</u>)を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。 6 略